スポーツ関係行事の後援名義使用承認等取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、滋賀県（以下「県」という。）または滋賀県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、他の公的機関、各種団体等（以下「団体等」という。）の主催するスポーツ関係行事（以下「行事」という。）に対し、後援名義使用承認、大会役員就任、県知事杯・県教育委員会教育長杯名義使用承認およびあいさつ文提供（以下「後援名義使用承認等」という。）を行う場合の基準および手続を定め、その事務の適正な処理を図ることを目的とする。

（後援名義使用承認等の基準）

第２条　県または県教育委員会の後援名義使用承認等は、団体等が主催する行事であって、次に掲げる基準のいずれにも適合するものについて行う。

（１）行事を実施することによって、本県のスポーツの推進に大きく寄与すること。

（２）行事による利益が全県的に及ぶこと。ただし、内容が特に優れ、本県のスポーツの推進に著しく寄与すると認められる行事については、この限りではない。

（３）専ら営利を目的とするものでないこと。

（４）特定の政治団体の政治活動に関するものでないこと。

（５）特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

（６）公共の福祉に反するものでないこと。

（７）団体の構成員相互の親睦を主たる目的とするものでないこと。

（８）行事開催場所（会場）は、保健衛生、災害防止等に関する措置が講じられていること。

（９）行事の主催者が、過去に第４条に定める承認の取消しを受けていないこと。ただし、過去の承認取消しから相当の年数が経過しており、かつ行事開催・運営等の改善が認められる場合は、この限りではない。

（10）その他法令、規則等に違反するものでないこと。

（後援名義使用承認等の申請、承認）

第３条　行事を主催する団体等が、県または県教育委員会の後援名義使用承認等を受けようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事または県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

（１）名称

（２）期日

（３）主会場

（４）参加予定人数（チーム数）

（５）主催

（６）共催

（７）主管

（８）連絡先その他必要となる事項

２　後援名義使用承認に係る申請の場合は、前項各号に掲げる事項のほか、県または県教育委員会以外の後援申請先を記載しなければならない。

３　大会役員就任に係る申請の場合は、第１項各号に掲げる事項のほか、就任役員名および就任理由ならびに後援名義使用承認に係る申請状況を記載しなければならない。

４　県知事杯・県教育委員会教育長杯名義使用承認については、第１項各号に掲げる事項のほか、申請理由および表彰対象者（表彰数）ならびに後援名義使用承認に係る申請状況を記載しなければならない。

５　知事または教育長は、前４項の規定による申請があったときは、前条に規定する基準に基づいて申請内容を検討し、後援名義使用承認等の諾否を決定し、その旨を申請者に通知する。（あいさつ文に係る申請の場合は、あいさつ文の提供をもって通知に代える。）

６　知事または教育長は、必要があると認めるときは、行事を主催する団体等の役員名簿、実績等の資料の提供を求めることができる。

７　申請者は、申請時の行事計画に変更が生じ、または行事が中止となった場合は、その内容を直ちに文書で報告しなければならない。

（承認の取消し）

第４条　知事または教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、前条第５項の規定による承認を取り消すものとする。

（１）前条第１項、第２項、第３項、第４項および第６項に規定する申請書等に虚偽の記載があったとき。

（２）前条第７項が遵守されていないと認められるとき。

（３）第５条に定める実績報告書に虚偽の記載があったとき。

（承認行事の実績報告）

第５条　第３条第５項の規定により後援名義使用承認等（あいさつ文提供を除く。）を受けた申請者は、行事終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

２　前項の規定による実績報告書の提出がない場合は、同一の申請者による申請および当該実績報告書に係る行事と同一の行事について申請があっても承認しない。

付　則

この要領は、令和６年●月●日から施行する。